

国際学院埼玉短期大学研究活動行動規範

本学教職員は、研究活動の発展の為、以下の行動規範を定め、公正かつ適正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 本学教職員は、公的研究費が、国の税金で賄われていることをよく踏まえ、研究費使用にあたり、法令・通知及び本学規程・規則・使用ルールを遵守しなければならない。
- 2 研究者は、研究活動又はその成果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データ・資料などは適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
- 3 本学教職員は、公的研究費の使用ルールを遵守し、不正使用を疑われるような行動を行ってはならない。特に、昨今の研究上の不正使用の例として、実体を伴わない講師料・給与の支払い、架空の取引による業者への預け金、実体の伴わない旅費の支払い等を疑われないようにしなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 5 本学教職員は、不正行為・不正使用があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為・不正使用があったことを知った時には、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。

平成 19 年 11 月 2 日